

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会ホームページバナー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）広告事業実施要綱及び協会広告事業実施要領に定めるもののほか、協会のホームページ（以下「協会ホームページ」という。）へのバナー広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協会ホームページ <http://www.midorimachi.jp>で始まるホームページのことをいう。
- (2) バナー広告 協会ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の規格)

第3条 バナー広告の規格は、バナー広告掲載募集の都度定める。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 バナー広告を掲載する位置は、原則として、協会ホームページのトップページに協会が指定した場所で、枠数は12以内とし、募集の都度定める。

(広告の掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、原則として、連続する3か月から12か月までの範囲内で、1か月を単位として協会と広告主との合意により定める。

- 2 広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の初日（この日が福岡市の休日を定める条例第1条第1項に規定する福岡市の休日（次項において「市の休日」という。）に当たるときは、理事長が別に定める日）とする。
- 3 広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日（この日が市の休日に当たるときは、理事長が別に定める日）とする。

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告掲載希望者が、第4条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

- (1) 広告掲載料の提示額が、高い者
 - (2) 市内に事業所等を有する者
 - (3) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定による順位及び掲載希望月数が同じ広告掲載希望者が第4条に規定する枠数を超えたときは、抽選により決定する。
- 3 広告主は、広告掲載料を協会が指定する期日までに納入するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、協会ホームページ等で行うものとする。

- 2 広告枠に空きがあるときは、随時募集を行うことができる。
- 3 広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申し込み)

第8条 協会ホームページへの広告掲載希望者は、協会ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて、協会に申し込みをするものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第9条 広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者にその決定の内容を協会ホームページバナー広

告掲載・不掲載通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載契約の締結）

第10条 広告掲載については、広告主と協会ホームページバナー広告掲載契約書（様式第3号）（以下「契約書」という。）により契約を締結するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告原稿を協会が指定する期日までに提出するものとする。

- 2 広告の内容及びデザイン等については、協会及び協会ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないようにするものとする。
- 3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第12条 協会は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が法令又は契約に違反し、又は違反のおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載契約の解除）

第13条 協会は、次の各号に該当する場合には、契約書に定めるところに従い、協会ホームページバナー広告掲載契約解除通知書（様式第4号）により広告掲載契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
 - (4) その他広告主が契約に違反したとき。
- 2 広告主は、自己の都合により協会ホームページへの広告掲載を取止めるときは、協会ホームページバナー広告掲載取止め申出書（様式第5号）により協会に申し出るものとする。
- 3 広告主が前項の規定により広告掲載を取止めた場合においては、納入済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第14条 広告主は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかった時間が連続して48時間を超えた場合は、納入済みの広告掲載料の返還を協会に請求することができる。

- 2 前項の返還する広告掲載料の金額は日割計算とし、協会と広告主が協議して定める。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、広告及びそのリンク先のホームページの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを協会に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連する苦情又は損害賠償の請求があったときは、広告主の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

（広告原稿等の変更）

第16条 広告主は、1か月を単位として、広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更するときは、変更する月の前月の15日まで（土曜、日曜、祝日に当たるときはその前日までとする。）に協会ホームページバナー広告掲載変更申込書（様式第6号）を協会に提出するものとする。ただし、広告原稿を変更する場合は、申込書の提出の際に変更後の広告原稿を添えるものとする。

（その他）

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 理事長

申込者	住 所	〒	
	事 業 者 名		
	代表者職氏名	(印)	
	担当者	氏 名	
電 話			
E-mail			

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会ホームページバナー広告取扱要領第8条により、下記のとおり申し込みます。

記

掲 載 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
広告掲載料(月額)	円		
ホームページアドレス			
業種・許認可等番号	業種：	番号：	
添 付 資 料	広告の原稿 (デザイン画又は電子データ) 会 社 概 要 (パンフレット等) そ の 他 (許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明するものの写し)		

様式第2号

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
ホームページバナー広告掲載・不掲載通知書

年 月 日

様

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
理 事 長

平成 年 月 日付けでお申し込みいただいた、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会ホームページへのバナー広告掲載の件につきましては、下記のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載
	<input type="checkbox"/> 不掲載
	不掲載の理由
広告掲載期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
広告掲載料金	円

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会ホームページバナー広告掲載契約書

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により、広告掲載契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、「公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会広告事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、「公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会広告事業実施要領」（以下「実施要領」という。）、「公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会ホームページバナー広告取扱要領」（以下「取扱要領」という。）及び関係法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 甲は、甲のホームページ（以下「協会ホームページ」という。）のトップページにバナー広告（以下「広告」という。）枠を設け、乙の広告を掲載し、乙の指定するホームページにリンクさせるものとする。

（掲載期間）

第2条 甲が乙の広告を掲載し、乙の指定するホームページにリンクさせる期間は、平成2●年●月●日から平成2●年●月●日までとする。

（広告掲載料の納付）

第3条 乙が甲に支払う広告掲載料は、金●円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の広告掲載料の支払方法は、甲の発行する請求書により、平成2●年●月●日までに一括納入するものとする。

（広告の掲載に係る基準）

第4条 協会ホームページに掲載できる広告の内容、掲載基準等は、実施要綱、実施要領、取扱要領の規定を適用する。

（広告原稿の作成及び提出）

第5条 広告は乙が作成し、その費用は乙が負担するものとする。

2 広告の内容及びデザイン等については、甲及び協会ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないようにするものとする。

（事故発生時の報告）

第6条 乙は、広告掲載に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じた場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（広告内容等の変更）

第7条 甲は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が法令又はこの契約に違反し、又は違反のおそれがあると判断したときは、乙に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。
- (2) 前条の規定による広告内容の変更を乙が行わないとき。
- (3) その他、乙が契約に違反したとき。

2 乙は、自己の都合により協会ホームページへの広告掲載を取りやめることができる。

3 甲は、乙が前項の規定により契約を取りやめたときは、納入済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第9条 乙は、乙の責めに帰さない理由により、広告の掲載ができなかった時間が連続して48時間を超えた場合は、納入済みの広告掲載料の返還を甲に請求することができる。

2 前項の返還する広告掲載料の金額は日割計算とし、甲と乙が協議して定める。

(広告主の責務)

第10条 乙は、広告及びそのリンク先のホームページの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、甲に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連する苦情又は損害賠償の請求があったときは、乙の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

(広告原稿等の変更)

第11条 乙は、1か月を単位として、広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更することができる。

2 乙は、前項の規定により広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更するときは、変更する月の前月の15日まで(土曜、日曜、祝日に当たるときはその前日までとする。)に申し込みをするものとする。

ただし、広告原稿を変更する場合は、申込書の提出の際に変更後の広告原稿を添えるものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了又は解除された後についても同様とする。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第15条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成2●年●月●日

甲 福岡市早良区百道浜二丁目3番26号
公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会
理 事 長 印

乙



様式第4号

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
ホームページバナー広告掲載契約解除通知書

年 月 日

様

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
理 事 長

平成 年 月 日付けで締結いたしました、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
ホームページへのバナー広告掲載契約につきましては、下記の理由により解除いたします。

記

掲載契約期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
契約解除年月日	平成 年 月 日
解除理由	

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
ホームページバナー広告取止め申出書

年 月 日

(あて先) 公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会 理事長

申込者	住 所		〒
	事 業 者 名		
	代表者職氏名		⑩
	担当者	氏 名	
電 話			
E-mail			

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会ホームページバナー広告の掲載を、下記のとおり取止めたいので申し出ます。

記

掲 載 契 約 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
掲 載 取 止 め 年 月 日	平成 年 月 日
取 止 め 理 由	